

論文

『生政治の誕生』におけるネオ・リベラリズム分析

— 経済思想史的視点からの考察 —

内藤 敦之[†]

要旨

本稿ではネオ・リベラリズムに関して思想的な面からアプローチするためにミシェル・フーコーの『生政治の誕生』という死後、刊行された講義録を検討する。このテキストはネオ・リベラリズムの思想面や起源に関する研究に大きな影響を与えており、フーコー自体の研究としても注目されている。しかし、ネオ・リベラリズムに関する経済思想史という点からは検討の余地があると思われる。そのため、本稿では、第一に『生政治の誕生』におけるネオ・リベラリズム分析の内容と特徴を明らかにすること、第二に、その分析の意義を経済思想史の視点から考察することを目的とする。結論は、第一にフーコーの分析は先駆的かつ独創的であり、特にネオ・リベラリズム自体の多様性と起源の複数性を明らかにしている。第二に、ネオ・リベラリズムの特徴を明らかにしている。第三に『生政治の誕生』自体が一種の政治思想史である点を明らかにしている。第四にフーコーはホモ・エコノミクスという主体の問題を最後に論じているがその点を考察した。

1. はじめに

ネオ・リベラリズムに関する研究は、世界金融危機以降、ネオ・リベラリズム自体への批判が高まる中でも、活発に行われている。様々なアプローチが存在するが、大きく分類すれば、政策面、あるいは実際に生じたことと、思想面に分けられるであろう。思想面に関しては近年は、その起源に関して注目されている。このような思想面に関する研究においてはフーコーの『生政治の誕生』(2004a)という講義録がしばしば参照されており、かなりの影響を与えている。他方で、フーコー自体についての研究の一環としても、やはり注目されている¹⁾。しかし、ネオ・リベラリズムに関する経済思想史として、その内容や意義に関しては必ずしも充分には

[†] 大月短期大学経済科教授

1) ネオ・リベラリズムの起源に関しては Mirowski and Plehwe (2009), Innset (2020), 若森 (2013) などを参照せよ。フーコーの議論に関しては Zamora and Behrent (2016), 重田 (2018, 2020) などを参照せよ。フーコーの影響を受けたネオ・リベラリズムの経済思想史的研究としては Becchio and Lighissa (2017) が存在する。

検討されていないように思える。ここでは、第一に『生政治の誕生』におけるネオ・リベラリズム分析の内容と特徴を明らかにすること、第二に、その分析の意義を経済思想史の視点から考察することを目的とする。

構成は以下の通りである。第2節ではネオ・リベラリズムの分析に入る前に、『生政治の誕生』の位置付けと、リベラリズムの分析を簡潔に検討する。第3節ではフーコーによるネオ・リベラリズム分析の概要を検討する。ここではオールド自由主義とアメリカのネオ・リベラリズムについて取り挙げる。第4節では『生政治の誕生』の末尾で展開されるホモ・エコノミクスを中心とした議論を分析する。第5節ではフーコーの分析の特徴を考察し、第6節では結論を提示する。

2. フーコーの分析の特徴とリベラリズムの位置付け

フーコーの議論は、かなり独自性が強く、他の年度の講義録や著作への参照も存在するため、はじめに1977、78年に行われた『生政治の誕生』自体の位置付けを簡潔にせよ、明らかにする必要がある。また、ネオ・リベラリズム自体の分析はこの講義において行われたが、前年度の『安全・領土・人口』(2004b)においてはリベラリズムが扱われており、その延長線上に位置している。そのため、本節ではフーコーによるリベラリズムの扱いに関しても簡潔に検討する。

2.1 『生政治の誕生』の位置付け

フーコーは著作や講義録なども数多いだけでなく、内容に関しても非常に幅広い。ここでは、この講義に繋がる主要な点のみを簡潔に確認する。フーコーには純粹に哲学や文学に関するような著作も存在するが、広い意味での歴史や思想史、あるいは社会科学に関わる著作としては『言葉と物』(1966)が1960年代の代表的なものとなる。『言葉と物』においてはエピステーメーという百年以上に及ぶ思考の枠組の歴史を考古学という方法によって描いていた²⁾。その後、言説の作用や効果に注目する系譜学という方法を新たに採用し、知と権力の関係を中心に、様々なテーマを取り扱っていく。1970年代の同時期の著作としては『監獄の誕生』(1975)と『知への意志 性の歴史 第1巻』(1976)が代表的であるが、1970年以降はコレージュ・ドゥ・フランスの教授に就任し、その時の講義録が死後、1990年代末から刊行されている。

『監獄の誕生』においては規律権力という権力の技術を軸に分析を行い、『性の歴史 第1巻』においては生政治、生権力という別の権力の技術の概念が導入されている。規律権力というの

2) 『言葉と物』における経済思想に関する議論に関しては内藤(2020)で検討している。なお、『言葉と物』における分析はその後、基本的に保たれており、18世紀と19世紀の断絶を強調する見方もやはり維持されている。また、『言葉と物』に関して経済思想史的研究としてはde Lima(2010)が存在する。

は、身体に働きかける権力であり、例えば、監獄、学校、軍隊といった施設における実践が具体例として分析されている。他方、生政治及び、生権力は必ずしも、定義は明確ではないが、人口を対象とする統治技術であり、規律権力が身体を対象とするようなミクロ的なものであるのに対して、基本的にはマクロ的な方法となっている。フーコーはさらに主権権力についても触れている。ただし、歴史的な順序としては確かに、主権権力、規律権力、生権力であるが、入れ替わるのではなく、権力の技術として併存している点は注意すべきである。なお、統治性という言葉も使われており、これもやや定義は曖昧であるが、「人間の行いを統率するやり方」(Foucault, 2004a, p.192, 訳230頁)として定義されている³⁾。

国家のあり方も権力の技術との関係で重視されている。フーコーは封建国家、主権国家、内政国家といった分類を用いており、その時代において主要な権力の技術によって特徴付けている。主権国家においては主権権力、あるいは法システムが主に作用している。内政国家の場合は内政が「重商主義という見出しのもとで行われた理論や統治実践と全く不可分なもの」(Foucault, 2004b, p.345, 訳419頁)であり、「統制の世界、規律の世界」(Ibid., p.348, 訳422頁)でもあるため、規律権力が主導的な国家である。

『安全・領土・人口』と『生政治の誕生』といった講義録においては経済思想に関してかなり詳細に検討が行われているが、分析の視角は既に述べたように権力の技術にあるため、経済理論自体に関心があるのではなく、あくまでも理論や思想が国家の主に経済面に関する統治にどのように関わるのかを中心に分析されている点は重要である。実際、フーコー自身、『生政治の誕生』において「法と秩序、国家と市民社会、生の政治」という「これら三つのテーマを……自由主義の広く長い歴史、その二百年の歴史の中に標定してみたい」と述べている (Foucault, 2004a, p.80, 訳95頁)。

2.2 リベラリズムの意義

ネオ・リベラリズムはリベラリズムの一種ではあるが、リベラリズムが前提となっているため、検討の必要がある。フーコーは『生政治の誕生』の前年度の『安全・領土・人口』においてリベラリズムを論じている。その議論は翌年の講義の最初の三回においても繰り返されている。

『安全・領土・人口』も生権力、生政治を扱っている。リベラリズムに関しては重農主義に関する議論において論じている。そこでは、食糧難に対する政策としての自由放任政策を重農主義者が主張した点を重視している。フーコーによるここでの重農主義の議論の特徴は、第一に穀物不足や高価格といった経済現象を「自然的な現象」と見なし、それ自体「善でも悪でもない」ものとしている (Foucault, 2004b, p.38, 訳45頁)。第二に、その結果、「穀物の来歴」も

3) 生政治と生権力に関しても内藤 (2020) で検討している。『生政治の誕生』に関しては内藤 (2023) で検討している。統治性に関しては Walters (2012) を参照せよ。

「新たな分析対象」となるので生産面も分析される (Ibid., p.38, 訳45頁)。第三に、市場メカニズムに関する議論は「現に起こっていることの分析であるとともに、起こるべきことのプログラミングでもある」(Ibid., p.42, 訳49頁)と述べ、市場メカニズムによって予測が可能となる点やその法則性についても触れている。さらに重農主義においては「最終的目標は人口」(Ibid., p.44, 訳52頁)となる点も指摘しており、その意味では重農主義も生政治の一環を構成している。

フーコーは生政治と法システムや規律システムとの違いにも触れている。例えば、「法は禁止する。規律は命令する。安全は……ある現実に応答することを機能とする。そのやり方は、この応答によって、……制限しブレーキを掛けて調整する」ことである (Ibid., p.48, 訳57頁)。ここでは安全とは生政治のことであり、「統治イデオロギーでも統治技術でもあるこの自由」は「運動・移動の可能性、人々や事物の流通プロセスのこと」であると述べている (Ibid., p.50, 訳59頁)。すなわち、自然なプロセスを放任することが統治技術であり、具体的には自然なプロセスへの働きかけと応答に基づく調整を行うことになり、その結果、移動や流通の自由がもたらされる。これは生政治と自由主義の必然的な結び付きを意味している。

『生政治の誕生』においては前年度の講義を引き継いで、主に19世紀以降のリベラリズムを対象として分析している。第一に、自由主義の意味に関しては、法システムとの関係では国家理性の時代には国家の内部においては重商主義政策、あるいは規律権力が作用しており、法システムが外的な調整や制限を課していた。それに対して、自由主義的統治理性の時代には「内部的に調整されるようになる」(Foucault, 2004a, p.12, 訳14頁)。その意味は「いかにして統治しすぎないようにするか」、あるいは「統治の過剰」が問題となるという点であり、どのように自由を確保すべきかが問われるようになる (Ibid., p.15, 訳17頁)。また、フーコー自身の長年のテーマでもある「真理の問題」(Ibid., p.19, 訳22頁)との関係では、市場の位置付けが変化し、「正義の場所」や「法陳述の場所」から「真理の場所」へと変化している (Ibid., pp.32, 33, 訳39頁)⁴⁾。これは市場における価格などの結果によって統治実践を判定するという意味である。この市場は自然なものとして見なされており、「統治が自然の法則を見誤る」ことがあり、「常に統治しすぎるリスクがあることを統治は決して十分には知らない」可能性が生じている (Ibid., pp.19, 20, 訳22, 23頁)。そのため、過剰な統治や介入は批判され、「つましい統治」(Ibid., p.30, 訳36頁)が目指されることになる。この意味でも自由の余地を残すために自由主義が要請されている。

4) コレージュ・ド・フランスの講義は1970年度の『知への意志』に始まるが、そこでは真理が問題となっていた。翌年以降は『監獄の誕生』と関連するテーマをしばらく取りあげた後に、『生政治の誕生』に繋がる一種の政治思想史的議論を展開したが、1979年度の『生者たちの統治』以降は主体がテーマとなり、真理に関しても1980年度の『主体性と真理』、最晩年の1983年度の『真理の勇氣』とタイトルにも登場しており、1970年代以降においても真理がテーマの一つであり続けていた。なお、コレージュ・ド・フランス講義全体を取りあげた文献として佐藤・立木 (2021) が存在する。また、市田 (2023) も参照せよ。

第二に、「統治理性の自己制限を可能にするその知的道具、計算のタイプ、合理性の形式」(Ibid., p.15, 訳17頁)として政治経済学、すなわち古典派が登場している。その特徴は第一に、重農主義と同様に「人口と物資を、同時に適切に調節して増大させることを目標」(Ibid., p.16, 訳18頁)としている点であり、生政治の一環である点を示している。第二に、重農主義と異なる点は、重農主義の場合はそもそも「全面的な専制主義」で知られているが、これは「自分自身で定義し自分自身で全面的に管理する経済」を目指すという意味での「経済的統治」であるため、内政国家、あるいは国家理性に沿ったものであることである(Ibid., pp.16, 17, 訳19頁)。重農主義は重商主義を批判し、自由放任政策を主張したことで知られているが、この講義の末尾のホモ・エコノミクス論において論じられているように実は管理や介入という点では重商主義と同じであるということになる。第三に「政治経済学は、統治実践を、その起源の側においてではなく、その諸効果の側において考察」(Ibid., p.17, 訳19頁)する。すなわち、政策の効果に焦点を当てるという意味での帰結主義的な側面であり、「功利主義哲学の問題」(Ibid., p.18, 訳21頁)に結び付けている。また、既に述べた過剰な統治に対しては「有用性の計算による統治性の制限の問題」(Ibid., p.53, 訳63頁)とも述べている。これは、有用性、すなわち、「利害関心」が「思考するための一般的カテゴリー」となり、「統治はもはや、事物や人々に介入する必要がなくなり、それらに対して直接的に影響力を行使しなく」なる(Ibid., pp.46, 47, 訳55, 56頁)。経済学的には直接的な介入ではなく、利害関心、すなわち、主体の効用や厚生といったものが政策的な対象となることを示している。

第三に、国際的均衡に関しては国家理性の時代には「ヨーロッパの均衡」が目標であり、経済的には重商主義において「経済ゲームはゼロサムゲーム」であるのに対して、自由主義においてはスミスに典型的に見られるように古典派の「相互的な富裕化のメカニズム」が存在する(Ibid., p.54, 55, 訳64-66頁)。

リベラリズムと経済思想の関係はやや複雑であり、『安全・領土・人口』においては重農主義が生政治やリベラリズムとの関係で新たなものとして扱われているが、後でも触れるように『生政治の誕生』においては過渡的なものとして扱われている。すなわち、重農主義においては自由放任という意味でのリベラリズム的な政策は主張されたが、同時に規律権力に基づく政策も行われており、思想的に規律権力に対して批判的となるのは古典派の枠組であるからである。

2.3 リベラリズムの危機からネオ・リベラリズムへ

このようなりベラリズムに基づいた統治においては、「自由であり得るための諸条件の運営」や「組織化」が必要となる(Ibid., p.65, 訳78頁)。そのために「自由の製造によって提起される制約の問題、コストの問題が伴うこと」になり、「そうした自由製造のコストを計算するための原理」は「安全」である(Ibid., p.66, 訳80頁)。この安全というのは、「経済プロセスの自

由が、企業にとって危険となったり、労働者にとっての危険となったりしないこと」(Ibid., p.67, 訳80頁), すなわち、個別の利害が互いに侵害しないように調整する必要があることを意味しており、古典的自由主義においても最低限の介入は必要となっている。

このような自由主義的統治理性の帰結は、第一に、「自由主義は、個々人の間の自由と安全を、危険というあの観念を中心にして絶えず仲裁しなければならないようなメカニズムの中にはめ込」むという点である。すなわち、個人の自由と安全は「危険の恐れによる刺激」によって調整される(Ibid., p.67, 訳81頁)。第二に、「規律の技術」が「発達し、急成長し、社会を貫いて拡散する」ことである(Ibid., p.68, 訳82頁)。自由主義の時代に、規律権力も発展したということになる⁵⁾。第三に、「自由を生産し、自由を吹き込み、自由を増加させること、より多くの自由を導入することを、より多くの管理と介入によって行おうとするメカニズムが出現する」点である。具体的な例としては「ルーズヴェルトによって実施された福祉政策」が存在し、後にネオ・リベラリズムにおいて「経済介入主義」として批判されることになる(Ibid., p.69, 訳83頁)⁶⁾。

この規律権力とは異なる新たな経済への介入の増大によって自由主義的な「統治性の危機」(Ibid., p.70, 訳83頁)がもたらされている。この危機には二つの形態が存在する。すなわち、「自由の行使の経済的コストの増大に起因しうるような危機」と、「自由の埋め合わせをするメカニズムのインフレーションによって引き起こされることになる危機」である(Ibid., p.70, 訳84頁)。前者は、一般に福祉国家の財政的な危機と呼ばれるようなものであり、後者は自由を増大させるメカニズムによってむしろ自由が侵害されるようになったと感じられることである。

ネオ・リベラリズムはこのような危機への対処として登場しており、その議論の出発点は「経済介入のメカニズム……はそれ自体、いくつかのタイプの介入」等を「こっそり導入することによって、避けるべき明白な政治形態と少なくとも同程度に自由を危うくするのではないだろうか」という問いである。これは「ケインズ式介入」への反対であり、「自由主義の危機」である(Ibid., p.71, 訳85頁)。

3. ネオ・リベラリズムの登場とその特徴

ここではこのようにして登場したネオ・リベラリズムの内容を、オールド自由主義とアメリカのシカゴ学派について、それぞれ検討する。フーコーはネオ・リベラリズムに関しては様々な

5) この点は『監獄の誕生』とはやや異なり、規律権力がどの時代のものであるかは一環はしていない。

6) 規律権力と異なるかどうかはやや曖昧であるが、ケインズ政策全体が批判されている点を考慮すれば、規律権力的な方法を一部含む可能性は存在するが、基本的には完全雇用を目標とする政策と福祉国家が批判されていると考えるべきであろう。

議論を取りあげてはいるが、ドイツのオールド自由主義とアメリカのシカゴ学派の議論がほとんどであり、ネオ・リベラリズムの起源に関する研究で注目されているオーストリー学派、特にハイエクに関してはオールド自由主義との関係で触れている。

フーコーはドイツとアメリカのネオ・リベラリズムの共通点として、第一に、「ケインズ」が「両者にとっての共通の敵、学説上の主要な敵対者」である点を指摘している (Ibid., p.80, 訳95頁)。第二に、「同じ反発の対象」として「統制経済、計画化、国家介入主義、全体量への介入主義など」が存在する (Ibid., pp.80. 81, 訳95頁)。第三に、「新自由主義のそれら二つの形態の間には、一連の人々、理論、書物の交流がありました。そのうち主要なものが……オーストリー学派、オーストリア新自由主義、オーストリア出身のフォン・ミーゼスやハイエクなどとといった人々です」 (Ibid., p.81, 訳96頁) と述べているように、ネオ・リベラリズムが形成される際にオーストリー学派がオールド自由主義とシカゴ学派の間で果たした重要な役割は認識されている。

3.1 オールド自由主義

オールド自由主義はドイツにおいて、ヴァルター・オイケン、ベーム、レプケ、リュストウなどによって戦間期に形成され、第二次大戦後にドイツの経済政策に一定の影響を及ぼした学派である⁷⁾。フーコーの議論との関係で重要な特徴は、第一に、経済学者と法学者の共同プロジェクトとして始まった点である。すなわち、経済に関する法律が重視されている。第二に、経済理論としては市場メカニズムを重視する新古典派経済学に基本的には基づいている。第三に、当初から政策志向が非常に強く、実際に政策に影響を及ぼしている点である。

フーコーはオールド自由主義に関して詳細な検討を行っているが、ここでは特徴となる点のみを取りあげる。第一に、国家と経済の関係について注目している。オールド自由主義はヴァイマル共和国や世界恐慌を背景として登場しているが、フーコーは西ドイツにおける「戦後の再建」 (Ibid., p.80, 訳95頁) を最も重視している。「経済的自由の行使を保障することによって国家を正統なものとして創設しようという……考え」 (Ibid., p.85, 訳100頁) に基づいており、そういった国家のあり方を「ラディカルに経済的な国家」 (Ibid., p.87, 訳104頁) と呼んでいる。さらに「経済制度から体制及びシステムの包括的支持へと至る回路を生産することになるもの」として「経済成長」が位置付けられている (Ibid., p.86, 訳102頁)。また、国家と経済の関係に関しては、戦間期やナチズム期のドイツの経験を踏まえ、「市場経済の欠陥、市場経済の不備に

7) オールド自由主義に関しては Tribe (1995), Biebricher and Vogelmann (2017), Bonefeld (2017), Dold and Krieger (2019), Dyson (2021), Fèvre (2022), Biebricher, Bonefeld, and Nedergaard (2022) を参照せよ。近年の海外における研究の高まりは、フーコーの影響も存在するが、むしろ EU におけるソブリン問題などに関連する緊縮政策の起源の探求といった文脈が存在する。日本語文献に関しては 雨宮 (2005), 藤本 (2008), 黒川 (2012) などが存在する。

よるとされているものの全ては、実は国家に帰すべき」であるので、「国家の監視下にある市場よりもむしろ、市場監視下にある国家を」目標とすべきとしている (Ibid., p.120, 訳143頁)。これは後でも触れるが独占といった現象が政策の結果であると考え、市場の結果によって国家の統治を判定するというリベラリズムの特徴でもある。

第二に、ネオ・リベラリズムは単なる自由放任ではないが、オールド自由主義の場合は市場が「国家と社会とを形式化する力」(Ibid., p.121, 訳144頁)を持つと考えており、そのため、経済理論もそれまでの古典派とは異なっている⁸⁾。理論的な特徴は、「第一に、市場の原理が交換から競争へとずらされる」(Ibid., p.121, 訳145頁)。これは新古典派において古典派とは異なる点として指摘されている点でもある。第二に、「市場は一種の自然の所与であるという考え方」である「自然主義の純朴さ」を否定している点である (Ibid., p.123, 訳147頁)。第三に、市場の自然性を否定するため、競争状態が実現するための条件整備が必要であり、国家が行う必要があるという点である。このため、自由放任政策ではない。「本質的な経済的論理としての競争は、注意深く人為的に整備されたいくつかの条件のもとでしか出現しないし、その諸効果を産出しない」(Ibid., p.125, 訳149頁)。具体的には「自由放任なしの市場経済、つまり統制経済なしの能動的政策」(Ibid., p.137, 訳164頁)が必要となる。

第三に、こういったオールド自由主義の政策論を検討している。独占状態というのは、市場において技術的な条件などによって自然に成立することがあり、対策としては独占禁止法などによって様々な規制を行うというのがネオ・リベラリズムが登場するまでは標準的な考えであった。後で検討するウォルター・リップマン・コロキアムにおいては独占に関してはそれまでとは異なる考え方が議論されている⁹⁾。例えば、独占の自然発生性が否定され、むしろ、「公権力の介入」、すなわち、政府の政策によって成立する (Ibid., p.140, 訳167頁)。あるいは「生産力の変容、技術の変容、生産性の大規模な拡大、さらには新たな市場の出現などが……中期的に生じる」(Ibid., pp.141, 142, 訳168頁)ため、独占は必ずしも長期的には維持し得ない。また、「独占はあたかも競争があるかのように振る舞う」ため、「独占価格ではなく、競争価格と同一の価格、あるいは少なくともそれに近い価格を適用する」というその後のコンテスタブル・マーケット理論的な議論も主張されていた (Ibid., p.142, 訳169, 170頁)。

このため、独占を直接に規制するために市場に介入するのではなく、「個人的権力ないし公権力が介入して独占を創出するのを阻止するため」の「制度的枠組」をオールド自由主義は展開

8) オールド自由主義の経済理論は基本的には市場競争を重視する新古典派理論と同じであるが、政策論や経済に対する認識に関しては独自性が存在する。

9) リップマン・コロキアムに参加したオールド自由主義者はレプケとリュストウのみである。ここでまとめた議論にはミーゼスの発言も含まれているが、認識としてはオールド自由主義と共通しているだろう。この点に関してはReinhoudt and Audier (2017, p.119-125)を参照せよ。リップマン・コロキアムに関しては注14も参照せよ。

している (Ibid., p.143, 訳170頁)。オイケンの『経済政策原理』によれば、「調整的行動」と「秩序創設的行動」が存在する (Ibid., p.143, 訳170頁)¹⁰⁾。調整的行動は市場メカニズムではなく、「市場の諸条件に対して介入」(Ibid., p.144, 訳171頁)することである。この時、政策の目標は「インフレーションの制御として理解された価格の安定」であり、それ以外の「購買力の維持や完全雇用の維持、さらには国際収支の均衡さえも……目標を構成しない」(Ibid., p.144, 訳171, 172頁)。すなわち、ケインズ的な政策目標は排除されている。この調整的行動の具体的な手段、「道具」は「金融政策を利用すること」、「税制の変更を行うこと」である (Ibid., p.144, 訳172頁)。計画化や、「価格の固定、市場の一部門への支援、雇用の体系的創出、公共投資など」(Ibid., p.144, 訳172頁)といったケインズ的な政策手段はやはり否定されている。このように政策の目標と手段に関してはいわゆるネオ・リベラリズム的経済政策として現在理解され、実施されているものは既に主張されている。

社会政策に関しても典型的なネオ・リベラリズム的主張が見られる。例えば、「一人ひとりの消費財への接近を相対的に均等化すること」を否定するので、「自分自身の生存を保証できないような人々に対して必要最低限の生活費を保証することだけ」が社会政策となる (Ibid., pp.147-149, 訳175-177頁)。そういった「社会政策の道具」は「民営化」、すなわち「個人保険及び相互保険」であり、「社会政策による個人化」が目指されている (Ibid., p.149, 訳177, 178頁)。また、既に触れたように「真の根本的な社会政策」は「経済成長のみである」ことが結論となっている (Ibid., p.150, 訳178頁)。

秩序創設的行動は「市場の諸条件に介入することを機能とする行動のこと」であり、一見すると調整的行動と区別しにくい、「枠組政策」と言えば分かりやすいであろう (Ibid., p.145, 訳172, 173頁)。これは市場を取り巻く「枠組に対して働きかけるもの」(Ibid., p.146, 訳173頁)である。フーコーはオイケンの『経済政策原理』における農業の例を紹介している。その場合の働きかけの対象は「人口。技術。学習と教育。法体制。土地の使用権。気候」(Ibid., p.146, 訳174頁)である。これはオールド自由主義においては「市場の秩序の組織化、競争秩序の組織化と呼ばれるもの」(Ibid., p.147, 訳174頁)である。ここでは市場への直接的介入は行われなけれども、「技術、科学、法、人口に関わる所与の総体……が問題となるやいなや、統治の介入は逆に大規模なもの」(Ibid., p.147, 訳174頁)となる点が指摘されている。そのため、「新自由主義的統治は……経済的統治ではなく、社会の統治」(Ibid., p.151, 訳180頁)となる。

第四に、フーコーはネオ・リベラリズムの目標は「スーパーマーケット社会ではなく、企業社会」であり、「再構成されようとしているホモ・エコノミクス」は「企業と生産の人間」であるとしている (Ibid., p.152, 訳180頁)。すなわち、いわゆる消費者主権よりも、企業としての人間をフーコーはネオ・リベラリズムの特徴としている。こういった点はオールド自由主義の

10) 『経済政策原理』においてはこの二つに明確に分類されていない点に関しては『生政治の誕生』の編者の注において指摘されている (Foucault, 2004a, p.159n34, 訳190頁)。

場合、レプケによるより具体的な政策目標に現れている。それは、「都市中規模化政策」、集合住宅ではなく「独立家屋政策」、「農村での小規模の開拓」の奨励、「家内工業と零細小売業」の奨励、「居住、生産、運営の場所」の地方への分散化などである（Ibid., p.153, 訳182頁）。これは、所有の促進という面もあるが、全体としては後で触れるようにオールド自由主義の保守的な面でもある。これはリュストウの場合は「生の政策（Vitalpolitik）」（Ibid., p.153, 訳182頁）と呼ばれるものである。フーコーはこういったレプケによる自営や小規模企業の促進を私的所帯と結び付け、政策の目的が「社会体の内部において、このように「企業」形式を普及させること」（Ibid., p.154, 訳183頁）であると指摘している。

第五に、既に触れたように、オールド自由主義の保守的側面についても述べている。オールド自由主義においては社会を「企業モデルに従って形式化し直すこと」が求められている一方で、レプケの議論やリュストウの生の政策のように「個人が、その労働環境、その生の時間、その夫婦生活、その家族、その自然環境との関係において……もはや疎外されないようにすること」が目標となっている（Ibid., p.247, 248, 訳297, 298頁）。これは「経済的な競争ゲームにおける冷たいもの、無情なもの、打算的なもの、合理的なもの、機械的なものを埋め合わせようとするもの」であり、「政治的で道徳的な枠組」を組織する政策である。フーコーはこれを「オールド自由主義のこうした両義性」と評価している（Ibid., p.248, 訳298, 299頁¹¹⁾。

第六に法と経済の関係に関しては法治国家や法の支配の議論を展開している。というのは、オールド自由主義の場合は「法的なものが経済的なものに対して形式を与える」ので、「経済的かつ法的な秩序について語る必要がある」からである（Ibid., p.168, 訳201頁）。すなわち、法律や規則などによって市場における競争のあり方が決まるという点である。また、オールド自由主義の場合はそもそも経済学者だけでなく法学者との一種の共同プロジェクトとして始まっているので、この点は重視されている。フーコーは法治国家について詳細に検討している。まず、法治国家の位置付けは「専制主義と内政国家に対する明確な代案」であり、その定義は第一に「公権力は……法律の枠組の中でしか作動できない」点と、第二に「主権の表現としての法律上の規定と行政的措置とが、その原理、その諸効果、その有効性において区別される国家」である点である（Ibid., pp.174, 175, 訳208, 209頁）。法治国家との経済の関係に関しては、「形式的な経済法制のみがあるということ」が「経済秩序における法治国家の原則」になる（Ibid., p.177, 訳211頁）。法治国家に関してフーコーはハイエクを参照し、「計画の反対物」（Ibid., p.177, 訳211頁）としての法治国家を重視している¹²⁾。ハイエクによれば、その理由は第一に、

11) Dyson (2021) はオールド自由主義を保守的自由主義に位置付けているが、フーコーも詳細は議論していないものの位置付けとしては共通している。なお、Dyson (2021) はリュエフなどのオールド自由主義でもシカゴ学派でもないネオ・リベラリズムについても検討している。

12) ハイエクはオーストリー学派であるが、第二次大戦後はオールド自由主義の拠点であるフライブルク大学の教授に1962年に就任し、オールド自由主義にも影響を与えている。

計画には具体的な経済的目的が存在するが、「経済秩序における法律は……形式的なもの」(Ibid., p.178, 訳212頁)でなければならないからである。第二に、計画においては途中で修正や中断などが効果に応じてなされるけれども、法律は「固定した諸規則」(Ibid., p.178, 訳212頁)であり、効果によって修正されることはないからである。第三に、計画においては公権力が決定主体であるが、法律は枠組を規定し、「その内部においてそれぞれの決定主体が……完全に自由な状態で決定を行う」(Ibid., p.178, 訳213頁)ようにするからである。第四に、計画において計画者は完全な情報を持っているが、「経済に関する知の普遍的主体はあり得ない」(Ibid., p.178, 訳213頁)からである¹³⁾。すなわち、国家は経済プロセスに関しては無知であるので、「経済は一つのゲーム」となり、「経済に枠組を与える法制度はゲームの規則」となる(Ibid., p.178, 訳213頁)。フーコーはこういった法治国家、法の支配によって、「真の経済主体」が「企業」である社会が実現し、その結果、「企業社会において、衝突の機会、訴訟の機会が増加すること」になり、ある種の司法国家が実現することも指摘している(Ibid., p.180, 訳215頁)。

オールド自由主義に関連してフーコーはさらに二つの興味深い点を述べている。第一に、ウォルター・リップマン・コロキウムについても触れている¹⁴⁾。これはリップマンの『良い社会』(*Good Society*)の出版を契機に1938年にパリで開催されたものであり、ネオ・リベラリズムが誕生する際に重要な役割を果たしている。そこでは、論争も行われたが、その後のネオ・リベラリズムに繋がる議論が展開されていた。そこでは、「積極的自由主義」や「介入する自由主義」が提唱されていた(Ibid., p.138, 訳165頁)。フーコーによれば、そこでは「自由主義体制における統治は能動的統治であり、警戒する統治であり、介入する統治であるというテーゼ」(Ibid., p.138, 訳165頁)が見出される。

第二に、フーコーはオールド自由主義の分析において、ネオ・リベラリズム的な「国家批判」の「インフレ傾向」に関しても批判的に取りあげている¹⁵⁾。これは、「例えば、社会保障及びそれが拠り所とする行政機構についての分析が、いくつかの地滑りから出発して……強制収容所についての分析」に繋がるという議論である(Ibid., p.193, 訳232頁)。これはハイエクなどにも典型的に見られるが、福祉国家の計画的な部分ですら、ファシズムに繋がらうという論理であり、ネオ・リベラリズムにおいて当初から強調されているものである。

13) こういった論点は経済計算論争においてハイエクが主張していた点であり、新古典派とは実は異なる点である。経済計算論争に関しては橋本(1994)、西部(1996)を参照せよ。

14) リップマン・コロキウムに関してはReinhoudt and Audier(2017)、権上(2006)を参照せよ。そこでの議事録はReinhoudt and Audier(2017)に収められている。

15) フーコーはここではネオ・リベラリズム的国家批判を否定的に取りあげているが、フーコー自身の国家嫌悪的傾向に関してはDean and Villadsen(2016)を参照せよ。

3.2 アメリカのネオ・リベラリズム—シカゴ学派

いわゆるネオ・リベラリズムの特徴としてよく挙げられる点の多くはオールド自由主義の分析において扱われているため、アメリカのネオ・リベラリズムに関しては人的資本理論が分析の中心となっている。しかし、人的資本理論の分析の前にアメリカのネオ・リベラリズムの特徴とヨーロッパのネオ・リベラリズムとの違いをフーコーは検討している。ここでは、重要な点のみを取りあげる。第一に、「自由主義」は「アメリカにおいて恒常的に見られてきたもの」(Ibid., p.198, 訳238頁)であり、常に問題となってきたが、その理由は「アメリカにおいて自由主義は、独立戦争時に、1948年にドイツにおいて自由主義が果たしたのと同じ役割……を果たし」ており、「自由主義の要請こそが国家を創設」したからである(Ibid., p.223, 訳266, 267頁)。すなわち、戦後の西ドイツと同様に経済的な国家という面がアメリカにおいて重要である。第二に、政治家やそのブレーンによって主張されているというよりは、「一種の大いなる経済的かつ政治的代案として提示される」(Ibid., p.199, 訳239頁)点を指摘している。これはヨーロッパと比べると、必ずしも学術的ではないところでも(ネオ)リベラリズムが主張されており、普遍的な議論となっている点を示している。その理由の一つは自由主義に対抗する「非自由主義は、いわゆる社会化の諸目標を導入しようとする」だけでなく「帝国主義的かつ軍国主義的国家の基盤を内部に築こうと」したので、右派からも左派からも批判を招き、「新自由主義は、右派においても左派においても活用され、再活性化されている」からである(Ibid., p.224, 訳268頁)。これはアメリカのネオ・リベラリズムがヨーロッパに比べて必ずしも保守的自由主義との結び付きが強くはないと言うことを意味している。

第三に、アメリカのネオ・リベラリズムの社会政策はオールド自由主義と基本的には同じではあるが、負の所得税は特徴的である。この政策の特徴は、第一に「良い貧者と悪い貧者」の「区別」が「重要でない」という点である(Ibid., p.210, 訳252頁)。第二に、「相対的貧困」の「緩和」が目的ではなく、「絶対的貧困を問題とする」政策である点である(Ibid., p.211, 訳253, 254頁)。第三に、「一定の閾を下回る人々に対しては、最低限の保障のみ」を行うことによって、「経済的最下層において絶えず可動的な人口があること」が生じる点である(Ibid., p.212, 訳254頁)。これは「浮動人口の貯え」であり、18, 19世紀の「農村人口が永続的な人手の貯蔵庫を構成するようなシステムとは、全く別のシステム」である(Ibid., p.212, 訳255頁)。すなわち、いわゆる産業予備軍を維持するメカニズムとなっている点が指摘されている。

フーコーがアメリカのネオ・リベラリズムにおいて特徴的な分析としてあげているのは、「人的資本理論」と「犯罪性と非行性に関する分析」である(Ibid., p.225, 訳270頁)。人的資本理論に関しては、フーコーはその意義は、第一に「それまで未探査であった領域における経済分析の前進」と、第二に、「これまで経済的ならざるもの」であった「領域を、厳密に経済的な観点からまるごと再解釈することが可能になる」点であるとしている(Ibid., p.225, 訳270頁)。人的資本理論の場合は労働という未探査であった分野に適用した点が特徴となる。

人的資本理論の内容に関して、フーコーは先にロビンズの経済学の定義を参照しつつ、経済学が「人間の行動様式の内的合理性についての分析」、「プロセスの分析ではなく、活動の分析」である点を確認している (Ibid., p.229, 訳274頁)。そのため、人的資本理論は「労働に関する経済分析」であるが、「労働者が……能動的な経済主体となる」(Ibid., p.229, 訳275頁)。人的資本理論の特徴は第一に労働者が一種の資本と見なされる点である。というのは、労働者が労働する理由は「賃金を得るため」であり、「賃金とは、所得に他ならない」(Ibid., p.229, 訳275頁)。シュルツやベッカーは「所得とは、資本による生産物あるいは収益」(Ibid., p.230, 訳275, 276頁)というフィッシャーの所得の定義を参照している。ここで資本は「何らかのやり方で未来の所得の源泉でありうるもの」(Ibid., p.230, 訳275, 276頁)である。このため、賃金は「資本による所得」(Ibid., p.230, 訳276頁)となる。すなわち、資本である所得を生み出す労働者も資本として扱われることになる。言い換えれば、「ある人に対してしかじかの賃金を得ることを可能にするような、あらゆる身体的、心理的ファクターの総体」、「適性、能力」、さらには「機械」が人的資本となる (Ibid., p.230, 訳276頁)。この機械としての労働者の意味に関しては「労働が資本と所得に分解される」ことから、労働者は「所得のフローを生じさせることになる機械」として扱われる (Ibid., p.230, 訳276頁)。

第二に、この点から「労働者自身が、自分自身にとっての一種の企業として現れ」ることになる (Ibid., p.231, 訳277頁)。その理由は、「労働力という考えではなく、能力資本という考え方」にあり、「能力資本が、多様な変数に応じて……賃金所得を受けとる」ことになるからである (Ibid., p.231, 訳277頁)。すなわち、能力資本としての労働者＝機械が労働を産出し、その労働の報酬として賃金所得を受けとることになるが、これは自営業者の場合でも労働の結果としての成果(物)に対して何らかの報酬を所得として受けとると全く同じであり、他方、自営業者というのは最小単位の企業でもあるので、労働者を企業と見なすことの必然性は存在する。フーコーは、さらにオールド自由主義と同じく、「企業という単位からなる社会」(Ibid., p.231, 訳277頁)と見なしている点を指摘している。

第三に、フーコーは「交換相手としてのホモ・エコノミクス」ではなく、「自分自身の企業としてのホモ・エコノミクス」に置き換えられる点も指摘している (Ibid., p.232, 訳278頁)。すなわち、労働者が自分自身にとっての「資本」、「生産者」、「所得の源泉としてのホモ・エコノミクス」でもあるが、資本や所得の源泉としての意味は既に検討したとおりであり、自分自身の生産者としての面についてはベッカーの消費理論をフーコーは紹介している (Ibid., p.232, 訳278頁)。そこでは消費者が「生産するのは、自分自身の満足」(Ibid., p.232, 訳278頁)である。その意味は、新古典派経済学においては生産者(企業)と消費者(家計)は古典派やマルクス経済学のような階級視点から捉えるのではなく、機能の違いしか存在しないと考えられているが、それだけでなく、両者がほぼ相似的に構成されているということである。すなわち、企業の場合は投入が生産要素及び、原材料であり、産出が財・サービスと利潤であるが、家計の場

合は投入が消費財で、産出が所得と消費財から得られる効用（満足）となる。このようにネオ・リベラリズムの理論においては企業と労働者の間には本質的な違いが存在しなくなる。

第四に、フーコーは人的資本理論の応用として、結婚や教育投資の例についても触れているが、特に教育に関しては「単なる学校での学習」などだけでなく、「過ごした時間、与えられた世話、両親の教養レベル」といった「子供によって受けとられる文化的刺激の総体」も分析の対象となるため、「子供の生に関する環境分析に到達する」ことになる（Ibid., p.235, 236, 訳282, 283頁）¹⁶⁾。これはオールド自由主義の検討において（経済的な）主体を直接制御するのではなく、むしろ取り巻く環境、制度などをどのようにすべきかが重要であるという点と類似した枠組による分析となっている。

フーコーは犯罪性に関する分析をアメリカのネオ・リベラリズムの「完全かつ徹底的にラディカルなやり方」（Ibid., p.248, 訳299頁）の一つの表れと評価している。すなわち、「経済学的格子によって、統治行動をテストすることが可能になる」点、言い換えれば、「統治に対抗するための原理」としての市場という特徴であり、犯罪性の分析は非経済的なものの経済的分析だけでなくこの点に関わっている（Ibid., p.252, 253, 訳303, 304頁）。犯罪に関してはフーコーはこれまでのコレージュ・ドゥ・フランスにおける講義や『監獄の誕生』における議論を最初に参照している。その理由はネオ・リベラリズム的な犯罪の分析はベッカーリアやベンサムの「18世紀末の刑法改革の問題における」犯罪に関する「経済分析ないし経済学スタイルの考察」への「単純な回帰」と見なしうるからである（Ibid., p.253, 訳305頁）。そこでは「刑罰を科される人間」としての「ホモ・ペナリス」がホモ・エコノミクスと見なされていた（Ibid., pp.254, 255, 訳306頁）。しかし、『監獄の誕生』において詳細に分析されているようにこの改革は上手く行かず、「心理学的、社会学的、人間学的に問題化しようとする傾向」が生じ、「ホモ・クリミナス」として扱われた（Ibid., p.255, 訳307頁）。これに対して、ネオ・リベラリズムにおいては再び「経済学的問題系の内部で犯罪問題を分析する」（Ibid., p.256, 訳308頁）ことになる。

ここでのホモ・エコノミクスの意味は後でも触れるように主体が経済的に行動していると主張しているのではなく、「統治と個人の境界面」（Ibid., p.258, 訳310頁）としてホモ・エコノミクスを捉えているため、統治する側、あるいは分析する側から経済的に行動すると見なされるということである。これが犯罪性の分析における第一の特徴である。第二に、「犯罪者はいかなる人物でもかまわない」（Ibid., p.258, 訳311頁）ので、特徴的な犯罪者が存在するわけでは

16) また、フーコーは人的資本の構成要素として「可動性すなわち個人の移動能力」を挙げており、「移住」の分析を行っている（Foucault, 2004a, p.236, 訳283頁）。さらに、人的資本理論の意義としては人的資本理論の経済成長論への応用、すなわち、内生的経済成長理論的な議論をフーコーは指摘している。例えば、「経済成長政策」は「人的資本への投資のレベル及び形態を変容させようとするもの」という議論である（Ibid., p.238, 訳286頁）。

なく、環境などに応じて犯罪を行う主体が存在することになる。第三に、犯罪者をホモ・エコノミクスと見なすことにより経済学的な分析が適用されている。フーコーが紹介している論点は第一に「法律」と「法律のエンフォースメント」の区別である (Ibid., p.259, 訳312頁)。このエンフォースメントは「犯罪の供給に負の需要を対置するような」犯罪市場における方法や手段であるが「ニュートラルなものでも……際限なく拡大出来るもの」でもない (Ibid., p.259, 訳312頁)。その理由は「犯罪の供給が、際限なく一様に弾力なものではない」(Ibid., p.260, 訳313頁) からである。すなわち、ある点までは費用を掛けずに犯罪を減少させることが出来るが、ある水準以下に減らすのは非常に困難な場合である。また、そもそも「エンフォースメントそのものが、コストの掛かるものであり、負の外部性を持つ」(Ibid., p.260, 訳314頁) からである。そのため、「犯罪の完全な消滅」が「目標」とはならない (Ibid., p.261, 訳314頁)。すなわち、ここでは「犯罪の供給曲線と負の需要曲線の間の均衡」(Ibid., p.261, 訳315頁) が目標となる。第二に、フーコーによるこの分析の含意は第一に「犯罪者の人間学的意味の抹消」であり、その結果、「刑罰行動は、可能な賭けと損失のゲームに関する行動、つまり環境行動」となる (Ibid., p.264, 訳318頁)。第二に、「ゲームの規則に対して作用するような社会」、「環境タイプの介入が行われるような社会」が想定される (Ibid., p.265, 訳319頁)。ここでも人的資本理論と同様に環境の整備が重要となる。

4. ホモ・エコノミクス、見えざる手、市民社会

『生政治の誕生』は以上のようなネオ・リベラリズムの具体的な内容について詳細な検討で終わっているのではなく、最後にホモ・エコノミクスについての議論が展開されている¹⁷⁾。そこでは、それだけではなく、スミスの「見えざる手」の議論にも触れた上で、市民社会についての考察を加えている。この三者は経済思想史上、重要なテーマであるため検討する。

4.1 ホモ・エコノミクス

フーコーは人的資本理論や犯罪性の分析を検討した後で、そういった分野では「経済法則と経済分析は、合理的ならざる行いに対しても……完全に適用することができる」ため、「経済学は、環境の変数に対する反応の体系的科学」となると指摘している (Ibid., p.273, 訳331, 332頁)。こういった経済学の変化に対応して、ホモ・エコノミクスも変容している。18世紀から19世紀にかけてはホモ・エコノミクスは「触れるべからざる者」、「自由放任の主体もしくは客体」であったが、ネオ・リベラリズムにおいては「環境のなかに人為的に導入される体系的な変容に対して体系的に反応する者」となるため、「すぐれて統治しやすい者」でもある (Ibid.,

17) ホモ・エコノミクスに関しては重田 (2022) を参照せよ。

p.274, 訳333頁)。

ホモ・エコノミクスの起源に関してはイギリス経験論, 例えばヒュームにおいて「利害関心」あるいは「利害関心の主体」が出現した点に求めている (Ibid., p.277, 訳336頁)。フーコーはこの利害関心の主体と「法的意思」(Ibid., p.277, 訳336頁)との関係を検討している。第一に、「利害関心の主体」は「法権利の主体に対して還元不可能」である (Ibid., p.278, 訳338頁)。これは主権権力や法システムにおける主体とは異なるという点を示している。第二に、「利害関心の強化そのものによってその行動が増大と有益性をもたらすようなものとしての利害関心の主体」(Ibid., p.280, 訳340頁)という定義が成されている。これは次に述べるスミスの見えざる手の議論にも関わってくる。

4.2 見えざる手

フーコーはコンドルセの議論に見えざる手の議論の原型を見出している。すなわち, ホモ・エコノミクスを「自分に起こる偶発時と, 自分が意図せず他の人々のために産出する利益とから成る, 二重に無意志的なものなか」に位置付けている (Ibid., p.281, 訳341, 342頁)。ここでの後者の意図せずに産出される利益はスミスの議論に近い。フーコーは「見えざる手」を「いわばホモ・エコノミクスの相関物」と見なしている (Ibid., p.282, 訳342頁)。

フーコーは見えざる手の議論を詳細に検討しているが, そこでの特徴は第一に、「通常, 常に強調される「手」の側面」(Ibid., p.288, 訳344頁)ではない点, あるいは具体的な市場メカニズムではない点に注目していることである。それは「不可視性」であり, 意図せざる利益を得るためには「行為者の一人ひとりが, その全体性に対し……必ず盲目でなければならない」という点である (Ibid., p.288, 訳344頁)。これは, 政治面から見れば, 「経済の世界は主権者にとって不明瞭でなければならないし不明瞭でしかありえない」(Ibid., p.283, 訳345頁)。こういった状態を達成する方法は, 「一人ひとりを自由放任する」(Ibid., p.284, 訳345頁)方法である。同時に, 「経済メカニズムに関してその要素の一つ一つを全体化しそれを人為的ないし意志的に組み合わせることを可能にするような視点を持つことも, やはり不可能である」(Ibid., p.284, 訳345頁)。これは計画経済の否定を意味している。

第二に, ホモ・エコノミクスの位置付けに関しては「主権者が無知である」(Ibid., p.285, 訳346頁)こととの関係で論じられている¹⁸⁾。というのは, 「経済的合理性は, プロセスの全体性の認識不可能性によって包囲されているだけでなく, その上に基礎付けられている」(Ibid., p.285, 訳347頁)からである。そのため, ホモ・エコノミクスは「一つの経済プロセスの内部において可能であるような合理性の唯一の小島であり, 経済プロセスの制御不可能性は, ホ

18) 主権者の無知という点は新古典派経済学よりも, むしろ, ハイエク的な論点である。その意味でも, フーコーが想定するネオ・リベラリズム的議論におけるハイエクの重要性に関してはさらなる検討が必要であろう。

モ・エコノミクスの原子論的行動様式の合理性に対して異議を唱えるところか、逆にそれを基礎づけるものである」(Ibid., p.285, 訳347頁)。すなわち、統治者からは経済プロセスの詳細は不明であるが、経済主体が合理的であれば、経済プロセスに介入しなくても、枠組や環境を制御することによって何らかの影響を及ぼすことが可能であると言うのが一つの帰結である。

4.3 市民社会の意味

市民社会に関してはスミスと重農主義の比較から導き出されている。重農主義も自由放任を確かに主張していたが、第一に「<経済表>によって、主権者に対し、経済プロセスの全体性に対する分析の原理と透明性の原理のようなものが提供される」点が異なっている(Ibid., p.288, 訳351頁)¹⁹⁾。第二に、そういった統治のためのツールが存在するため、「完全な経済的自由と絶対的専制主義とから成る逆説的考え」(Ibid., p.289, 訳352頁)としての重農主義的な統治が可能になる。これに対して、スミス以降の「経済学は、統治術に対して側面的な学」であり、「統治の合理性そのものとなる」ことは「不可能なこと」である(Ibid., p.290, 訳352頁)。すなわち、経済的な自由主義においては経済学は統治の直接的な手段とはなり得ないため、市場に直接介入するのは避けられることになる²⁰⁾。

このように、「経済プロセス」自体は「統治の対象」ではなくなるため、リベラリズムにおいては「統治の対象」が何かが問題となる(Ibid., p.290, 訳352頁)。フーコーは『生政治の誕生』講義の最後においてその点を明らかにする前に、既に述べた「ホモ・エコノミクスの法権利の主体への……還元不可能性」(Ibid., p.296, 訳360頁)に触れた上で、議論を進めている。すなわち、「主権空間が、経済主体によって住まれ、住みつかれていることが明らかになる」(Ibid., p.298, 訳362頁)。これは統治の対象となる空間は、実際は市場などの経済的な空間であり、そこに存在する主体は当然、ホモ・エコノミクスとなるが、ホモ・エコノミクスは法権利の主体ではなく、直接に統治の対象にはならないということである。そのため、「主権の領野に住みつ়く経済的人間」が「どのようにして統治可能となる」のかが問題となる(Ibid., p.298, 訳363頁)。「市民社会」はそのための「新たな参照領野」として必要とされている(Ibid., p.299, 訳364頁)。ここでの市民社会は「本来的で直接的な現実」ではなく、「近代的統治テクノロジーの一部をなすもの」と見なされており、「統治テクノロジーの歴史における相互作用

19) 新古典派経済学においては一般均衡論や完全情報などを採用すれば経済プロセス全体の分析は可能ではあるが、必ずしも経済表のような分かりやすい表現の仕方は採用されていないので、統治者に対してツールとしては提供されないとフーコーは想定したのであろう。

20) 重農主義の位置付けはこのように『安全・領土・人口』と『生政治の誕生』において異なる。すなわち、『生政治の誕生』においては自由放任という要素は新しいが、権力の技術との関係では内政国家に結び付いており、過渡期ではあるが、国家理性の時代のものである。こういった位置付けは『言葉と物』においても同様であり、時代区分という意味ではエピステーメーによる区分と統治技術による区分はほぼ対応しているのは興味深い。

的現実の要素」となっている (Ibid., pp.299, 300, 訳364, 365頁)。これはリベラリズムにおいて経済、あるいは市場といったものは直接に統治は不可能であるので、経済面以外の人間の領域を市民社会として扱い、その市民社会にネオ・リベラリズムの場合は経済面以外の主体を取り巻く環境への介入を行っている²¹⁾。

5. ネオ・リベラリズムの特徴

ここまで『生政治の誕生』におけるネオ・リベラリズムの分析の概要を検討してきた。ここでは改めて、ネオ・リベラリズムの特徴とフーコーの分析の意義を考察する。

5.1 リベラリズムとネオ・リベラリズム

フーコーはネオ・リベラリズムを統治理性としてはリベラリズムとは区別しているが、思想的にはリベラリズムの一種であり、かなりの部分を共有している。そのため、先にリベラリズムの特徴について検討する。フーコーが扱っているのは経済的な意味での古典的自由主義であり、その背景に関しては、フーコーは権力の技術を中心に描いている。18世紀後半以降、規律権力中心で、外的制限としての法権利システムと併存する体制から、生政治中心で規律権力と法権力とも併存する体制への転換として位置付けている。これは国家に関して言えば、重商主義的内政国家から自由主義国家への移行であり、思想的には重商主義から、過渡期としての重農主義とスミスの初期古典派経済学の議論を挟んで、古典派経済学の展開となる。経済的には、重商主義期には規律権力や市場の直接の介入による経済の制御が試みられたが、19世紀以降は経済的領域を市場と捉え、直接的な介入を避け、自由放任政策が行われる。

古典的自由主義の特徴は第一に、重商主義や重農主義においては規律権力が主な統治技術であったのに対して、リベラリズムでは生政治が基本となる点である。第二に、経済学的重要性が認識され、統治との関係では功利主義、すなわち、有用性による評価や帰結主義が重視されている。第三に、単に市場を重視するだけでなく、市場メカニズムやプロセスの自然性が強調されている。これは重農主義以来の特徴である。第四に、政策としては主に自由放任政策が行われる。

ネオ・リベラリズムが登場した背景は、古典的自由主義の時代といえども、市場における自由を確保するためには様々な政策や手段が必要であり、そういった方法による直接的な介入が増大してきた。しかし、こういった手段は費用が掛かるだけでなく、場合によっては確保されたはずの自由を脅かす場合も生じてきており、また、計画化や福祉国家が20世紀前半には進展

21) 日本のマルクス経済学や経済思想史のスミス研究における市民社会派に関しては別途、検討が必要であるが、リベラリズム、あるいは資本主義において経済的な発展に対応した社会として市民社会が必要となるのはフーコーの議論と一致しているとも考えられる。

していくことになる。これが統治性の危機であり、ネオ・リベラリズムという新たな方法が登場することになった。

フーコーはオールド自由主義とアメリカのネオ・リベラリズムに関してそれぞれ詳細に分析している。オールド自由主義の特徴は、第一に、第二次大戦後の再建という文脈において市場を中心とした国家、あるいはラディカルな経済的な国家の建設が目標である点と、経済成長による国家の正統化である。第二に、単純な自由放任は否定され、競争状態を維持するための市場の条件を整備する政策、すなわち、市場への直接的な介入ではなく、市場の条件や枠組に作用する市場秩序の組織化政策が主張される。第三に、社会政策としては保険と企業形式が重視されているだけでなく、レプケなどは小規模保有を強調しているが、そういった保守的な政策は冷たい競争の結果を補償する政治的で道徳的な枠組となる。第四に、経済との関係において法的枠組を重視するという意味で法治国家が強調される。アメリカのネオ・リベラリズムの特徴は、第一に、アメリカもその歴史的背景からドイツと同様に経済的な国家であり、さらにネオ・リベラリズム的な議論は右派だけでなく左派も共有している点である。第二に、人的資本理論と犯罪の分析は非経済的な領域への経済的な分析の拡張である点である。第三に、その結果、労働者、あるいは人間一般を企業と見なし、非経済的な領域における人間の行動も経済的に分析するという意味でのホモ・エコノミクスの一般化が見られる。

オールド自由主義とアメリカのネオ・リベラリズムの違いは、第一にオールド自由主義において法的枠組が重視されている点である。第二に、オールド自由主義においてはフーコーが両義性と呼ぶ競争の結果を補償するある種の政治的・道徳的政策が主張されているのに対して、アメリカにおいては負の所得税のような経済的な手段しか存在しない。第三に、アメリカにおいては経済的な分析を非経済的な領域に拡張し、主体をホモ・エコノミクスとしてのみ扱っている。

以上のようなネオ・リベラリズムの基本的な内容は第一に、自由を確保するために市場への直接的な介入を避けることであり、計画化や市場への直接介入の否定を意味している。第二に、市場メカニズムが作用するための条件の整備を行うことである。これは市場の自然性を否定し、むしろ、人為的に市場メカニズムを維持する必要性を主張している。また、フーコーの分析に見出される特徴的な点としては、第一に単にホモ・エコノミクスとして見なされるだけでなく、企業が実質的に唯一の基本的な単位となる社会を描いている点である²²⁾。第二に、市場や経済への直接的介入が回避される代わりにそれ以外の領域における市場や競争の条件整備、あるいは環境を整える点が重視されている。そのため、経済的領域を直接統治するのではなく、むしろ社会が統治の対象となり、市民社会とも呼ばれることになる。

22) オールド自由主義の場合は独占的な大企業を批判し、中小企業を重視しているが、アメリカにおいてはあまりそういった面は見られないという違いは存在し、オールド自由主義の保守的な側面とも結び付いている。

5.2 フーコーによるネオ・リベラリズム分析の特徴

ここではフーコーの分析の特徴とその意義について考察する。第一に『生政治の誕生』におけるネオ・リベラリズムの議論は実質的には『安全・領土・人口』のリベラリズムの分析の続きであり、既に述べたように権力の技術の歴史を探究する中で展開されている。そのため、実質的な内容はネオ・リベラリズムに関する経済思想史ではあるものの大きな枠組としては一種の独特な政治思想史の一部として構成されている。そのため、経済思想史としては細かい議論は参照されるが、必ずしもその全体を活かした議論は展開しにくいであろう。このため、フーコーによるネオ・リベラリズムの位置付け自体が政治や国家との関わりにおいて規定されている²³⁾。すなわち権力の技術の一つである生政治がその政策的な内容となっている。しかし、それだけではなく、(ネオ・)リベラリズムにおいて市場に直接介入すべきでないという点は最後のホモ・エコノミクスの分析において示されており、その理由は統治者にとって市場の詳細は不可視であり、合理的に行動するホモ・エコノミクスを制御することによってのみ市場を含む空間を統治しうるからである。すなわち、政治と経済は別の領域であるということが(ネオ・)リベラリズムの根拠ともなる分析になっている。その意味ではフーコーはネオ・リベラリズムの統治理性としての必然性を導出している。

第二に、『生政治の誕生』は一種の政治思想史的な枠組において展開されているが、1970年代を通じてのフーコーの議論の軸は権力と知、さらに主体との関係にあり、この講義の最後の方においては主体の問題が重視されている。実際、ネオ・リベラリズムに対応した主体としてのホモ・エコノミクスが論じられている。コレージュ・ド・フランスの講義はその後も続いていくが、翌年以降はネオ・リベラリズムに触れることはなく主に近代以前の主体を中心にした議論へとシフトしていく。ここで人的資本理論における主体、あるいはホモ・エコノミクスは近代的主体とも異なるものであるが、その後、分析されている近代以前の主体とどのような関係にあるのか、あるいはフーコー自身はどのように評価しているのかは意見の分かれるところである²⁴⁾。

第三に、ネオ・リベラリズムの思想的な背景としては一般的にはシカゴ学派的な新古典派経済学が想定されることが多いが、フーコーはオールド自由主義や、若干ではあるがオーストリー学派にも言及している。これは思想的起源が複数であり、また、思想としても多様性がある点を明らかにしている。また、ウォルター・リップマン・コロキアムを取りあげている点も重要

23) 実際、オールド自由主義やネオ・リベラリズム全体の政治思想的な分析を行っている Bonefeld (2017)、Biebricher (2018) はフーコーの影響を受けており、その意味ではフーコー的な議論の発展とも見なせる。

24) ネオ・リベラリズム的な主体も含めて、フーコー的な経済思想史を展開しているのが Dardo and Laval (2013) である。また、フーコーがどの程度、ネオ・リベラリズムに賛同していたのかに関する論争については Zamora and Behrent (2016) を参照せよ。

である。すなわち、単にある学派における議論として分析するだけでなく、様々な学派や潮流が出会い、その結果、生じてくるものとしてもネオ・リベラリズムを位置付けている。そのため、動態的なプロセスとしても分析されていることになり、その後のネオ・リベラリズム研究に大きな影響を与えている。

第四に、いわゆるネオ・リベラリズムの特徴とされるものの多くがオールド自由主義に見出されている点である。これはネオ・リベラリズムの多様性を示すだけでなく、オールド自由主義の経済思想における重要性や意義の一つを明らかにしたとも言えるであろう。アメリカのネオ・リベラリズムとの比較ではオールド自由主義においては保守的な議論がある種、競争の結果の補償として主張されているという点が特徴であり、逆にアメリカの場合は非経済的な分野への経済的な分析の拡張が見られる。

第五に、フーコーはネオ・リベラリズムの特徴として、市場の自然性を否定し、市場の人為的構築可能性を挙げているが、この点は評価の分かれる部分である。というのは、オールド自由主義に関してはほぼ当てはまるが、オーストリー学派や新古典派経済学の場合には必ずしも全面的には適用し得ないであろう。というのは、オールド自由主義においては、中心となる Ordo (秩序) 概念の自然性、すなわち、自然的な秩序といった表現は存在するが、市場における競争状態は必ずしも自然に成立するものではなく、様々な手段によって達成する必要があると主張されているからである²⁵⁾。それに対して、ハイエクはそもそも市場を自生的秩序と見なしているため、ある種の自然的な秩序を想定していることになる。また、新古典派経済学の場合は、シカゴ学派においても、自然失業率、自然利子率といった概念が存在する。他方で、マーケット・デザインやメカニズム・デザインと言った分野では市場や競争状態をいかに構築するかが問われており、自然概念が古典派経済学からある種の残滓であるのか、あるいは一種のレトリックなのかといった点を含め、さらなる検討は必要である。

6. 結論

結論は第一に、フーコーの分析は時期を考慮すると先駆的かつ独創的なものであり、特に講義録刊行後はネオ・リベラリズム研究に大きな影響を与えている。特にネオ・リベラリズム自体の多様性と起源の複数性、また、リップマン・コロキアムのようなイベントへの注目は重要であろう。第二に、ネオ・リベラリズムの特徴をリベラリズムとの比較を含めて明らかにしている。市場への直接的介入を避け、市場における競争状態を整備する政策と、企業としての労働者、人間、あるいはホモ・エコノミクスとしての扱いは特徴的である。第三に、フーコーの分析は権力の技術や統治といった視点からのものであるため、少なくとも『生政治の誕生』は

25) オールド自由主義における自然主義的要素については Biebricher (2018, p. 117), Fevre (2022, p.89) を参照せよ。

一種の政治思想史となっている。それはネオ・リベラリズムがリベラリズムを引き継いで主権権力、規律権力と並ぶ新たな統治法として登場している点だけでなく、主権空間には市場、あるいは経済プロセスとホモ・エコノミクスが存在し、市場、あるいは経済について主権者は無知であるため、市場への直接的な介入は避けられ、経済的な主体に間接的に働きかけるべきというネオ・リベラリズムの論理がフーコーの政治及び国家を中心とした視角から導出され、またそれに依存している点に表れている。第四に、フーコーはこの講義の終わりにおいてホモ・エコノミクスという主体の問題へ議論を進めているが、翌年の講義からは権力の技術という論点は後景に退き、ほぼ主体の問題の探求を行っている。すなわち、フーコーの晩年の主題への転換点に位置するという意味で重要であるが、他方、ネオ・リベラリズムにおける主体という問題は残されたままである。

残された課題は多々存在するが、特に、第一にネオ・リベラリズムを経済思想としてみる場合でも、その内容に関してはさらなる検討は必要である。第二に、フーコーはネオ・リベラリズムの必然性を実質的に主張しているが、それがどの程度、正しいのかという点に関しては考察が必要である。第三に、リップマン・コロキウムをどのように位置付けるべきかはさらなる検討が必要である。例えば、このコロキウムにおいてネオ・リベラリズムが始まったのか、あるいはその後、研究が進展した初期のモンペルラン協会を重視すべきなのかという点である²⁶⁾。第四に、ネオ・リベラリズム的な主体とは何かという点は、フーコー自体の研究においても、あるいはネオ・リベラリズム研究としても考察すべき点である。

参考文献

- Becchio, G. and L. Leghissia, 2017. *The Origins of Neoliberalism: Insights from Economics and Philosophy*, Routledge.
- Biebricher, T. 2018. *The Political Theory of Neoliberalism*, Stanford University Press.
- Biebricher, T., Bonefeld, W. and P. Nedergaard, eds., 2022. *The Oxford Handbook of Ordoliberalism*, Oxford University Press
- Biebricher, T. and F. Vogelmann, eds. 2017. *The Birth of Austerity: German Ordoliberalism and Contemporary Neoliberalism*, Rowman & Littlefield.
- Bonefeld, W. 2017. *The Strong State and the Free Economy*, Rowman & Littlefield.
- Caldwell, B. ed. 2022. *Mont Pèlerin 1947: Transcripts of the Founding Meeting of the Mont Pèlerin Society*, Hoover Institution Press.
- Dardot, P. and C. Laval, 2013. *The New Way of the World: On Neoliberal Society*, Verso Books.
- Dean, M. and K. Villadsen, 2016. *State Phobia and Civil Society: The Political Legacy of Michel Foucault*, Stanford University Press.
- de Lima, I. V. 2010. *Foucault's Archaeology of Political Economy*, Palgrave Macmillan.
- Dold, M. and T. Krieger, eds. 2019. *Ordoliberalism and European Economic Policy: Between Realpo-*

26) モンペルラン協会に関する研究としては、権上（2006）、Milowski and Plehwe（2009）、Innset（2020）を参照せよ。また、設立時の会合の記録はCaldwell（2022）に収められている。

- litik and Economic Utopia*, Routledge.
- Dyson, K. 2021. *Conservative Liberalism, Ordo-liberalism, and the State: Disciplining Democracy and the Market*, Oxford University Press.
- Fèvre, R. 2022. *A Political Economy of Power: Ordoliberalism in Context, 1932-1950*, Oxford University Press.
- Foucault, M. 1966. *Les mots et les choses*, Gallimard. (『言葉と物—人文科学の考古学—』渡辺一民・佐々木明訳, 新潮社, 1974年)。
- Foucault, M. 1975. *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard. (『監獄の誕生』田村俣訳, 新潮社, 1977年)。
- Foucault, M. 1976. *Histoire de la sexualité, Vol.1, La volonté de savoir*, Gallimard. (『性の歴史 I 知への意志』渡辺守章訳, 新潮社, 1986年)。
- Foucault, M. 2004a. *Naissance de la biopolitique: Cours au Collège de France 1978-1979*, Seuil. (『生政治の誕生 ミシェル・ルーコー講義集成 8』慎改康之訳, 筑摩書房, 2008年)。
- Foucault, M. 2004b. *Sécurité, territoire, population: Cours au Collège de France 1977-1978*, Seuil. (『安全・領土・人口 ミシェル・ルーコー講義集成 7』高桑和巳訳, 筑摩書房, 2007年)。
- Innset, O. 2020. *Reinventing Liberalism: The Politics, Philosophy and Economics of Early Neoliberalism (1920-1947)*, Springer.
- Mirowski, P. and D. Plehwe, eds. 2009. *The Road from Mont Pèlerin: The Making of the Neoliberal Thought Collective*, Harvard University Press.
- Reinhoudt, J. and S. Audier, eds. 2017. *The Walter Lippmann Colloquium: The Birth of Neo-Liberalism*, Springer.
- Tribe, K. 1995. *Strategies of Economic Order: German Economic Discourse, 1750-1950*, Cambridge University Press. (『経済秩序のストラテジー ドイツ経済思想史1750-1950』小林純・手塚真・栢田大知彦訳, ミネルヴァ書房, 1998年)。
- Walters, W. 2012. *Governmentality: Critical Encounters*, Routledge. (『統治性 フーコーを巡る批判的な出会い』阿部潔・清水知子・成実弘至・小笠原博毅訳, 月曜社, 2016年)。
- Zamora, D. and M. C. Behrent, eds. 2016. *Foucault and Neoliberalism*, Polity Press.
- 雨宮昭彦, 2005. 『競争秩序のポリティクス—ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会。
- 市田良彦, 2023. 『フーコーの〈哲学〉—真理の政治史へ—』岩波書店。
- 重田園江, 2018. 『統治の抗争史 フーコー講義1978-79』勁草書房。
- 重田園江, 2020. 『フーコーの風向き 近代国家の系譜学』青土社。
- 重田園江, 2022. 『ホモ・エコノミクス 「利己的人間」の思想史』筑摩書房。
- 黒川洋行, 2012. 『ドイツ社会的市場経済の理論と政策—オールド自由主義の系譜』関東学院大学出版会。
- 権上康男編, 2006. 『新自由主義と戦後資本主義—欧米における歴史的経験』日本経済評論社。
- 佐藤嘉幸・立木康介編, 2021. 『ミシェル・フーコー『コレージュ・ド・フランス講義』を読む』水声社。
- 内藤敦之, 2020. 「フーコーのネオ・リベラリズム分析」, 『大月短大論集』第51号, pp.97-130。
- 内藤敦之, 2023. 「『生政治の誕生』におけるネオ・リベラリズムの起源」, 『大月短大論集』第54号, pp. 23-57。
- 西部忠, 1996. 『市場像の系譜学—「経済計算論争」をめぐるヴィジョン』東洋経済新報社。
- 橋本努, 1994. 『自由の論法—ボバー・ミーゼス・ハイエク』創文社。
- 藤本建夫, 2008. 『ドイツ自由主義経済学の生誕—レプケと第三の道』ミネルヴァ書房。
- 若森章孝, 2013. 『新自由主義・国家・フレキシビリティの最前線 グローバル化時代の政治経済学』晃洋書房。